慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	競争的ロビイングの理論 : ロッキード事件の経済学
Sub Title	A theory of competitive lobbying
Author	竹森, 俊平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.85, No.2 (1992. 7) ,p.226(106)- 241(121)
JaLC DOI	10.14991/001.19920701-0106
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920701-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」85巻2号（1992年7月）

競争的ロビイングの理論

——ロッキード事件の経済学——

竹森俊平*

第一節　賄賂の経済問題

航空機，石油などの産業では，一国における独占的営業権を複数の外国企業が争う事は珍しくない。どの企業に営業権を与えるかを決定する政府に対して，外国企業からの強烈なロビイングがなされるのは通常の事だが，それは時には「賄賂」の形態をとる。たとえば1976年に米ロッキード社が多くの政府高官にコンサルティング料として賄賂を支払った事実が発覚し，これは日本，オランダ，ドイツ，イタリア，トルコなどの政界に大きな波紋をよぶ事件となった。とくに我が国では，軍用機，放客機の機種選定をめぐる政治疑惑は，70年代後半の最大の政治事件であったといっても過言ではない。今日の我が国の政治体制の中に「ロッキード事件」の痕跡を見つける事も困難ではあるまい。

さて「ロッキード事件」については，膨大な量の文献が出され，殊にどの高官が事件にどれだけ関与したかといった「疑惑」については多くの論議がなされた。こうした情報の山の中にあって，論議されるのが稀であったのは，「ロッキード」の純粋に経済事件としての意義である。たとえば次のような素朴な疑問が呈ぜられ，検討された事が幾度あったであろうか？

「機種をロッキードに決定するという選択は，一体どれくらい賄賂によって歪められたものであったのか？　賄賂を使わなければ，全く選ばれる価値のないような商品を，ロッキード社は持ち込んだのであろうか？」

「ロッキード社から我が国の政府高官に対して支払われた賄賂の，我が国に対する総合的な経済効果はプラスかマイナスか？　我が国民はこの賄賂額に等しいかそれ以上の額を，製品価格の上昇その他の形で負担したのだろうか？」

本論文は，一国の市場における同質財の独占的営業権をめぐり，複数の外国企業がその国の政府に対してロビイングを行う状況を明示的にモデル化し，その均衡状態の厚生的意義を検討する。モ

* この論文の中間報告は，1990年12月にパブリック・チョイス研究会でなされ，その要約は，「公共選択の研究」(1991) 第17号に掲載された。報告の際の討論者，細野助博氏から有益なコメントをいただいた。また慶應義塾大学の中村慎助氏，大山道広氏からも適切なコメントをいただいた。ここに感謝する。

デルの全ての仮定が，ロッキード事件の状況に対応してなされている訳ではないが，本論文の分析は同事件の経済的意味を明らかにするのに役立つものと思われる。したがって以下ではしばしば理論的分析と平行して，その分析の「ロッキード事件」への適用を論じていく。

理論モデルを用いた推論の大筋は，直観的な議論でも容易に示すことができる。そこでは次のようなシナリオが語られる。

いまn社の外国企業が存在し，このうちの1社がある国の市場における独占的営業権を手に入れる事ができる。独占的営業権を手に入れた外国企業は，来期から先の全ての将来にわたってその国の市場で独占価格で製品を売り続ける事ができる。どの外国企業に独占的営業権を与えるかを決めるのは，その国の政府高官である。政府高官は自己の主観的評価関数にしたがって決定を下すが，主観的評価関数は次の2つの要素の大きさを加重平均したものと仮定される。

それは，①自国の消費者余剰の流列（予想）と，②賄賂額，である。ここで①と②の要因の加重平均のウエイトによって政府高官のタイプが論ぜられる。たとえば「善良」な政府高官の場合，①の要因へのウエイトが100%であり，「悪徳」政府高官の場合，②の要因へのウエイトが100%である。

外国企業は政府高官の主観的評価関数を所与として，政府高官に対して競争的に賄賂額をオッファーする。しかし仮定により，外国企業は将来における供給価格を確約（Precommit）できず，それ故に供給価格自体で競争をする事はできない。ある企業が主観的評価関数を最大にするような賄賂額をオッファーし，他の企業はそれ以上に主観的評価関数を高めるような賄賂額をオッファーできない状況がこのモデルの均衡（競争的ロビイング均衡）である。そのとき前者の企業が政府高官により選択される。このような均衡の厚生的意義を考慮するために，本論文では社会的評価関数を想定する。この社会的評価関数は自国，すなわち買い手国（たとえばロッキード事件の場合我が国）の利益を反映したものである。社会的評価関数は政府高官の主観的評価関数と同様，①消費者余剰の流列と，②賄賂額の2つの要因を加重平均したものであるが，そのウエイト自体は主観的評価関数のそれと異なる事が認められる。たとえば政府高官自体は②賄賂額に極めて大きなウエイトをおいて決定したとしても，社会的評価においては②には極めて小さなウエイトしか与えられない事が考えられる。（論文では，マイナスのウエイトは与えられないものと仮定している。）

さて理論の結論は，ミクロ経済学でよく知られた次の基本的な結果から導かれている。

「独占企業の限界生産費の（一律的）低下は，その企業の利潤と消費者余剰とを同時に増加させる。」

主要な結論の第一は次のものである。たとえ政府高官と自国社会の賄賂への評価が大きくくい違ったとしても，競争的ロビイング均衡で政府高官が選択する外国企業は自国の社会的評価関数を最大にする。

この結果は次のように直観的に理解される。いま極端なケースとして政府高官は賄賂のみによって外国企業を評価し，社会は消費者余剰のみによって評価するものとしよう。外国企業は最大限，将来の独占利潤の流列に等しいだけの賄賂額をオッファーする事ができる。同質財の生産の場合，

限界生産費が一律により低い企業ほど，将来の独占利潤の流列も大きい。したがってそのような企業が最大の賄賂額をオッファーできる企業である。しかし先に述べた基本的結果によってそのような企業は，消費者余剰をもまた最大にする。それ故，政府高官が選ぶ賄賂を最大に支払う外国企業は，消費者余剰を最大にする企業でもある。

主要な結論の第二は次のものである。政府高官がより利己的動機（賄賂）に基づいて行動しても，自国の厚生がそれによって損われるわけではない。この結論も次のように直観的に理解できる。いま政府高官には，善良なタイプ（賄賂へのウエイトが0％）と悪徳タイプ（賄賂へのウエイトが100％）がいるものとしよう。第一の結論により，善良タイプも悪徳タイプもともに消費者余剰を最大にする外国企業を選択する事が分かった。しかし外国企業は悪徳タイプの政府高官に対してのみ，賄賂を支払う必要がある。したがって，自国の受け取る消費者余剰と賄賂の総和は，悪徳タイプの政府高官の下でより大きくなる。

モデルの仮定のうち，とくに次の2つが議論の余地があろう。

(a) 外国企業は，政府高官に対して競争的に賄賂額をオッファーする。

(b) 外国企業は，将来の供給価格を確約（Precommit）する事ができず，それ故供給価格自体で競争をする事はできない。

再び「ロッキード事件」を例にとると，次のような(a)(b)の仮定を支持する事実が見つかる。

(a) 競争的な賄賂のオッファー：アメリカにおけるＳＥＣや多国籍企業小委員会の調査から明らかになったように，ロッキードによる賄賂の支払いは決して孤立した事件ではない。航空機や石油の産業では，多国籍企業による賄賂（あるいはコンサルタント料）の支払いは数多くの前例が見つかる。（表を参照）またSECの調査委員会に対して，アメリカの多国籍企業は「アメリカ以外の国の企業が黙って賄賂を支払う事ができるのに，アメリカ企業は賄賂を支払った事実を公表しなければならないとすれば，アメリカ企業は輸出注文を失う事になるだろう。」と主張している。（*The Economist* 1976, Sept. 11）

この多国籍企業による主張は，賄賂が極めて競争的になされている事実をうかがわせる。

(b) 供給価格の確約（Precommitment）の不可能：政府による軍用機の選定の場合，通常価格入札が行われる。しかし選定の後の契約には決まって“エスカレーション”という条項がついている。エスカレーションとは，物価や賃金の上昇あるいは技術開発上やむを得ざる出費の増加があった場合に，契約で決めてある基本価格にエスカレーションした経費を上積みして請求できるという意味である。

軍需産業との契約では，コストオーバーランを理由にした供給価格の吊り上げは，いわば公然ともいえる悪習となっていた。アメリカ空軍とロッキード社との間のＣ—５Ａについての契約では，ロッキード社のコストオーバーランを理由にした価格吊り上げが政治的大問題に発展した。（柳田邦男「黒い怪鳥・ロッキードの失速」文芸春秋，昭和51年４月特別号）

このエスカレーション条項をつかえば，企業はかなり思い通りの価格づけができる。すなわち契

海外で賄賂あるいはコンサルタント料を贈った主な企業一覧（米証券取引委員会，多国籍企業小委員会で明らかになったもの）

	企業名	賄賂・コンサルタント料の額（万ドル）	期間	相手
航空機会社	ロッキード	790		多数国の高官及びコンサルタント
		710		日本，児玉誉士夫
		320		丸紅
		220	'70年～'75年	日本の高官（複数）
		110		オランダ政府高官（1人）
		11.2		メキシコの高官
		20		コロンビアの空軍将校
		計 2,181.2	（注） 正規のコミッション（手数料）を入れると2億ドルに上る。'70年より前のものは含まず。	
	ノースロップ	3,000		多数国のコンサルタント
		180	'61年～'74年	スイスのエイジェント
		45		サウジアラビア将軍（2人）
	グラマン	600		イランのコンサルタント
	マクダネル・ダグラス	250	'70年～'75年	多数国の政府及び航空会社の高官
	ロックウエル・インターナショナル	57		4カ国の政府高官及び官吏
石油会社・メジャー	エクソン	27,000		イタリア政党(複数)への献金(公認)
		1,900～2,200	'60年～'71年	同（非公認）
		125		カナダ政党（複数）への献金
	ガルフ	480		韓国政党（与党）
		46	'60年～'73年	ボリビア前大統領
		5		レバノンのアラブ広報活動組織
	モビル	200	'70年～'73年	イタリア政党（複数）
	アシュランド・オイル	44.2		ガボン，ドミニカ，リビア他
	テネコ	1,200		12カ国
	フィリップス・ペトロリアム	70		多数国の高官及びコンサルタント
その他	ユナイテッド・ブランズ	125	'74年	ホンジュラス大統領
		75		イタリア政党
	ゼネラル・モーターズ	57.9		韓国，カナダへの政治献金
	フォード	2		カナダ政党（複数）

出所　柳田邦男「黒い怪鳥・ロッキードの失速」
『文芸春秋』昭和51年4月特別号。

約の際には，幾つかの重要なコスト要因を，まったく報告しないか，大幅に低めに報告しておき，実際に製品を売り渡す段階で，この要因を使って価格を膨らますのである。C－5Aについては，まさにロッキード社のこのようなやり方が指弾された。

以下の論文の構成は次の通りである。

第二節ではすでに直観的に議論の大筋を示した理論モデルのフォーマルな分析である。

第三節では基本的な理論モデルの拡張が可能である事を示す。すなわち，基本的な理論モデルで

は，自国の政府高官は外国企業について完全情報を持っているものと仮定している。しかしたとえこのような仮定を緩めたとしても，主要な結論は成立する事がここでは示されている。

第四節では外国政府すなわち外国企業のホーム・カントリー（たとえばロッキード事件の場合，アメリカ）の立場に立って，この理論モデルで示される状況では，どのような政策が最適であるかが検討される。この節の分析は，ロッキード事件の国会証人喚問中，我々日本人が抱いてきた素朴な疑問に経済学的解答を与える。その素朴な疑問とは次のものである。「ロッキード事件に関与したとされる日本側参考人はこれ程までに沈黙を守るのに，アメリカ側参考人は何故これ程積極的に事実を明らかにするのだろうか？」

第五節はそれまでに検討された理論モデルの限界を考える。すなわち理論モデルの前提をどのように変えたら，賄賂の効率性に関するそれまでの結論が成り立たなくなるかが検討される。

第二節　モデル分析

〔I〕 基本的設定

0期においてn社の外国企業が自国市場における独占的営業権をめぐって競合する。（営業権を得た外国企業は，1～∞期の期間において自国市場への供給を独占できる。）その他に次の仮定をおく。

(1)　n社は同質財を供給[(1)]

(2)　いかなる外国企業も1～∞期の供給価格を，0期において確約（Precommit）する事はできない。

(3)　0期においてどの企業に営業権を与えるかの選択は，政府高官によってなされる。またn社の外国企業は政府高官への賄賂のオッファーを自由に行える。

(4)　市場で供給される財に対して右下がりの需要曲線が描け，また市場には多数の需要者が存在する。

上の4つの仮定のうち(4)は議論を簡単にするための仮定で，結論を導くためには必ずしも必要ではない。(4)の仮定の下で，外国企業の供給する財に対する自国の各期の需要は，外国企業の設定する価格の関数となる。また自国が得る消費者余剰もその価格の関数である。ここで記号を次のように定める。

P_i：企業iが，1～∞の各期に設定する価格

c_i：企業iの限界費用（一定）　$i=1,\cdots\cdots,n$

$i=1,\cdots\cdots,n$

注（1）　航空機の場合，同質財という仮定は明らかに適当でない。しかし次のように解釈すれば，この仮定を正当化できる。すなわち様々な機種のうち，一機種を選択するという行為にあたって，担当者は何らかの仕方で差別化された航空機の多次元の性能，特性を一次元に還元する必要がある。（これを品質の次元とよぶ事にしよう。）もしそうでなければ，Aという機種はBという機種よりもベターであるかどうかの判断がつかないからである。この場合，以下の分析における製品の価格を，品質1単位当たりの価格と読み直せば，議論はそのまま通じる。

$D(P)$: 自国の各期の需要関数

（$D(P)$はPの減少関数）

$B(P)$: 自国の各期の消費者余剰関数

（$B(P)$はPの減少関数）

〔Ⅱ〕 1,……, ∞期の外国企業の行動

このモデルを解くに当たって，最初に1～∞期の企業行動を考えるのが便利である。いま企業iが0期において選択された企業であるとすれば，同企業にとって自国市場に対し独占価格をつける事が，1～∞期の最適の戦略である。(2)

P_i^*を企業iの独占価格とする。需要条件所与の下で，P_i^*はc_iのみの関数として表せる。

$$P_i^*=P^*(c_i)$$

この時企業iの一期当たり利潤Π_iも，c_iのみの関数となる。

$$\Pi_i=[P^*(c_i)-c_i]\ D[P^*(c_i)]=\Pi(c_i)$$

消費者余剰関数を新しく，$B(c_i)=B[P^*(c_i)]$と定義する。この時(1)が必ず成立する。（Tirole, (1988) 等参照）

$$(1)\quad \begin{matrix}\Pi(c_k)\geqq\Pi(c_j)\\ B(c_k)\geqq B(c_j)\end{matrix}\qquad \text{iff}\quad c_k\leqq c_j$$

(1) は「独占企業の限界生産費の（一律的）低下は，企業の利潤と消費者の余剰とを同時に増加させる」事を意味する。

〔Ⅲ〕 0期における選択

次に0期における外国企業と自国の政府高官の行動を検討する。この期において，各外国企業は政府高官に対して自社の賄賂額をオッファーする。b_iを企業iのオッファーする賄賂額とする。

政府高官は1,……,∞期における外国企業の行動を完全予見し，次の評価関数にしたがって行動する。

（政府高官の主観的評価関数）

$$A[b_i, c_i. \theta]=\theta\cdot b_i+(1-\theta)\frac{B(c_i)}{r}$$

r: 利子率　　$1\geqq\theta\geqq 0$

ここでθは，政府高官のタイプを示すパラメーターである。たとえば$\theta=0$であるならば，政府

注（2） これは先程の仮定(4)の結果である。航空機のような産業の場合，外国企業は多数の需要者ではなく，単独の需要者に直面すると仮定した方が適当であろう。この状況では外国企業は独占価格で販売するよりも，より有利な戦略をとりうる。すなわち外国企業は需要者に All or Nothing Choice を迫ることにより，消費者余剰を全部利潤として取り込みうる。しかしこのような状況でも（1）は成立する事に注意されたい。ただしこの時には，2番目の式は等式で成立する。（すなわち$B(c_k)=B(c_j)$となる。）

高官は公的利益のみを追求する善良なタイプと考えられるし，$\theta=1$ であるならば私的利益のみを追及する悪徳タイプと考えられる。

政府高官は$A[\ ]$を最大にするような外国企業 i を選択し，その企業のみから実際に賄賂を受け取る。また複数の企業が最大値を達成する時には，ランダム・プロセスによって1社を選択する。

いま

M: Aの最大値を達成する企業の集合

N_M: Mの要素の数

とすると，政府高官の行動ルールを次のように要約する事ができる。

$[A]$ $i\in M$ であるような企業 i を，$1/N_M$ の確率で選択する。

次に0期における各外国企業の行動を考える。企業 j の余剰関数を，利潤流列の現在価値より賄賂額を引いたものと定義する。

$$S(b_j, c_j)=\frac{\Pi(c_j)}{r}-b_j, \quad j=1, \cdots\cdots, n$$

企業 j が支払う事のできる賄賂額の上限 $\bar{b}_j$ は，次式で定義される。

$$S(\bar{b}_j, c_j)=0 \quad \text{or} \quad \bar{b}_j=\frac{\Pi(c_j)}{r} \quad j=1, \cdots\cdots, n$$

各外国企業は政府高官の行動ルール$[A]$を考慮して，自社の実現する余剰を計算する。

企業 j の期待余剰 S_j は次のように定義される。

$$S_j=\left(\frac{1}{N_M}\right) \quad S(b_j,\ c_j) \quad \text{iff} \quad j\in M, \text{ and } b_j\leqq\bar{b}_j$$

$$=0 \qquad\qquad\qquad\qquad \text{otherwise}$$

外国企業 j の行動ルールを次のように定式化する。

$[J]$ 外国企業 j は，他の外国企業のオッファーする賄賂額を所与として，S_jを最大化するように賄賂額を決定する。

〔IV〕 **競争的ロビイング均衡（CLE）**

外国企業$1, \cdots\cdots, n$の行動が$[J]$を満たし，自国の政府高官の行動が$[A]$を満たす時，そのNASH均衡を CLE と定義する。

外国企業 j が CLE において選択される必要条件は次式によって与えられる。

$$A[\bar{b}_j, c_j, \theta]\geqq A[\bar{b}_k, c_k, \theta]$$

上式の意味は，j 以外の企業が最大限の賄賂額を出しても，j が最大限の賄賂額を出せば，より高い評価を勝ち取れないという事である。（もしこの条件が満たさなければ，j 以外の企業は最大限の賄賂を出して，独占的営業権を勝ち取れる。したがってこれは企業 j が選択される為の必要条件である。）

さて$A[\ ]$の定義式を用いて，上式を次のように書き換える。

$$\theta\cdot\frac{\Pi(c_j)}{r}+(1-\theta)\frac{B(c_j)}{r}\geqq\theta\frac{\Pi(c_k)}{r}+(1-\theta)\frac{B(c_k)}{r}$$

or

(2) $\theta[\Pi(c_j)-\Pi(c_k)]+(1-\theta)\ [B(c_j)-B(c_k)]\geqq 0$

ここで(1)を想起すると，(2)が成立するのは，$c_j\leqq c_k$, $\forall k\neq j$ である時だけである。(すなわち j 企業の限界生産費は n 企業の中の最小である。) したがって次の補助定理が得られる。

(補助定理) $0\leqq\theta\leqq 1$ のいかなる θ の値の下でも，外国企業 j が政府高官によって選択される為の必要条件は，$c_j\leqq c_k$, $\forall k\neq j$ である。

またこの時，選択された企業 j が実際に政府高官に対して支払う賄賂額は次のように求められる。すなわち企業 j は，もっとも強力なライバル企業が選択されるのを丁度阻止するだけの賄賂額を支払えばよいのである。これを式で表すと

$$A[b_j,\ c_j,\ \theta]\geqq\max_{k\neq j} A\ [\bar{b}_k, c_k, \theta]$$

or

(3) $\theta b_j+(1-\theta)\frac{B(c_j)}{r}=\max_{k\neq j}\left[\theta\bar{b}_k+(1-\theta)\frac{B(c_k)}{r}\right]$

さらに書き換えると

(4) $b_j=\frac{1}{r}\left\{\Pi\ (c_k)-\frac{(1-\theta)}{\theta}\cdot[B(c_j)-B(c_k)]\right\}$ for some k

$B(c_j)\geqq B(c_k)$ であるから，b_j は θ の減少関数である。また $\theta=0$ の時，$b_j=0$ となる。

〔V〕 自国にとって望ましい選択

CLE における外国企業の選択が自国にとって望ましいかどうかを，次の社会的評価関数にしたがって判断するものとする。

(社会的評価関数)

$$W(c_i, b_i, \lambda)=\lambda\cdot b_i+(1-\lambda)\frac{B(c_i)}{r}\quad i=1,\cdots\cdots,n,\ 0\geqq\lambda\geqq 1$$

b_i: CLE における企業 i の賄賂のオッファー額

λ は政府高官に支払われる賄賂に対する社会の評価のウエイトを示すパラメーターである。λ の値の範囲についての仮定は，以下に述べる2つの定理が，その範囲内でのみ成立するという結論の限界を反映している。以下では $\theta\geqq\lambda$ であるとして議論を進めていく。たとえば $\lambda=0$ であれば，自国社会は賄賂の価値を全く認めない。また通常の余剰分析の場合には，$\lambda=0.5$が適用される。

Wの値を最大にするような外国企業 i が均衡において選択される時，その均衡は自国社会にとっ

て効率的であると定義する。次の定理1は，CLE が緩い条件の下で効率的である事を示す。

[定理 1]

θ，λ の値が，$1\geqq\theta\geqq 0$，$1\geqq\lambda\geqq 0$，$\theta\geqq\lambda$ を満たすいかなる値をとるときも，CLEは効率的である。

[証　明]

補助定理によって，外国企業 j がCLEにおいて選択されるための条件は，$c_j\leqq c_k$，$\forall k\neq j$，

$\therefore\quad B(c_j)\geqq B(c_k)$，$\forall k\neq j$　　……(*)，

(3)より，$\theta b_j+(1-\theta)\dfrac{B(c_j)}{r}=\max_{k\neq j}\left[\theta\bar{b}_k+(1-\theta)\dfrac{B(c_k)}{r}\right]$

したがってもし $\theta\geqq\lambda$ ならば$^{(3)}$ (*) より

$$\lambda b_j+(1-\lambda)\frac{B(c_j)}{r}\geqq\max_{k\neq j}\left[\lambda\bar{b}_k+(1-\lambda)\frac{B(c_k)}{r}\right]$$

定理1で述べられた効率性は，自国の観点から定義されている。しかし CLE において選択される企業が，最小の限界生産費の企業である事を考えると，CLE は世界全体の総余剰を最大にする企業が選択されるという意味での効率性も満たしている。

次の定理2は政府高官による私的利益の追求が，自国社会の利益にもなりうるという逆説を示唆している。

[定理 2]

いま政府高官に2つのタイプ，θ，θ' があり，$\theta>\theta'$ であるとする。またWをθタイプの下でのCLE における自国社会の厚生（社会的評価関数の値）とし，W' を θ' タイプの下での CLE における自国社会の厚生とする。この時$W\geqq W'$ が成立する。

[証　明]

(4)により b_j は θ の増加関数。

したがって

$$W=\lambda\cdot b_j+(1-\lambda)\frac{B(c_j)}{r}$$

も，θ の非減少関数。

注（3） $\theta<\lambda$ であるような逆説的な状況では，フォーマルには CLE は効率的でない可能性がある。たとえば極端なケースとして，$\theta=0$，$\lambda=1$ と仮定してみよう。（政府高官は消費者余剰のみを考慮し，自国社会は賄賂のみを考慮する。）この時選択される企業 j は賄賂を支払わない。しかし社会は選択されない企業 k がオッファーする（かもしれない）賄賂を評価する。

賄賂は本論文の理論的フレームワークの中では，購入する製品の純粋な Bonus（オマケ）という性質をもっている(4)。しかし外国企業が自国に Bonus を渡すのは，政府高官が Bonus に興味がある時だけなのである。

第三節　基本モデルの拡張

前節で検討した理論モデルでは，政府高官は外国企業 n 社についての完全情報を持つと仮定されていた。すなわち，政府高官が各外国企業の限界費用を知り，そこから将来にわたる各企業の最適価格を予見すると考えたわけである。これは明らかに非現実的な仮定である。それにもし外国企業の限界費用に関する完全情報が存在するならば，自国は限界費用に等しい水準に Price Ceiling（上限価格）を設け，外国企業に全く利潤を許さない事もできる。その場合にはここで考えられている問題自体が消滅する。そこでまず，政府高官が外国企業の限界費用を完全に知っているという前提を緩めてみよう。

しかしこの前提を緩めても，賄賂の受け取りが自国の選択を必ずしも歪めないという論調は覆らない。限界費用の情報に不確実性が存在する時には，外国企業は賄賂を使ったシグナリングができるからである。

Milgrom, Roberts（1982）に似た状況を想定してこれを見てみよう。いま外国企業には，限界生産費の高いタイプ H と，限界生産費の低いタイプ L が存在するものとする。簡単化のためにタイプ L の企業は1社だけ存在するものとしよう。各企業は自分がどちらのタイプに属するかを知っているが，政府高官はそれを知らないという，非対称的情報の状況を仮定する。また政府高官は，消費者余剰の最大化だけを考える善良なタイプ（$\theta=0$）であると仮定する。この状況でタイプ L の企業は，タイプ H の企業にとっては支払う事が採算に合わないような賄賂を政府高官にオッファーして，自分がタイプ L の企業であるとシグナルできる。

したがって次のような一つのシグナリング均衡が考えられる。タイプ L の企業はタイプ H の企業に出せる最大限の賄賂額

$$b_L=\bar{b}_H=\frac{\Pi(C_H)}{r}$$

をオッファーする。

タイプ H の企業は賄賂額ゼロをオッファーする。

注（4）「事件の推移をみながら」（『中央公論』昭和51年4月号）の中で，松本清張氏は経済学的には誤りであるが，当時極めてポピュラーであった見解を述べている。すなわち航空機の契約にはエスカレーション条項があるから，工作費（賄賂額）の分だけ売値を吊り上げる事ができるという見解である。しかしエスカレーション条項で売値を吊り上げる事ができ，しかもそれが利潤の増加につながるならば，企業は工作費を支払うと支払わないとにかかわらず，売値を吊り上げるだろう。また企業が設定する予定の価格が，利潤最大化価格であるならば，企業は工作費を支払ったからといってそこからさらに売値を吊り上げる事はしないはずである。

政府高官は $\bar{b}_H$ 以上の賄賂額をオッファーする企業がいればそれを選択し，すべての企業が $[0, \bar{b}_H)$ の賄賂額をオッファーする時には，ランダム・プロセスで1社を選択する。

これが均衡である事は次のように確認できる。タイプ H の企業はタイプ L の企業を模倣して，賄賂額ゼロの代わりに，$\bar{b}_H$ をオッファーしても利潤を増加させられない。

一方，タイプ L の企業は，$\bar{b}_H = \dfrac{\Pi(C_H)}{r}$ の賄賂をオッファーすれば，

$\dfrac{1}{r}[\Pi(C_L) - \Pi(C_H)]$ の利潤が得られる。

いま企業数を n とすると，賄賂額ゼロをオッファーすればこの企業は $1/n$ の確率で選択されるから，賄賂額ゼロをオッファーする事の期待利潤は

$$\frac{1}{n \cdot r}\,\Pi(C_L)$$

である。したがって，

$$\Pi(C_L) - \Pi(C_H) \geqq \frac{1}{n}\Pi(C_L)$$

or

$$\frac{n-1}{n}\Pi(C_L) \geqq \Pi(C_H)$$

の条件が満たされる時，$\bar{b}_H$ の賄賂をオッファーするのがタイプ L の企業にとって最適の戦略である。（n の値を大きくすれば上の条件は明らかに満たされる。）

また政府高官の戦略は消費者余剰流列現在価値の期待値を最大にする。

上の結論と前節の結論には次の違いがある。前節では消費者余剰のみを考慮に入れる善良な政府高官は賄賂を受け取らず，賄賂の受け取りは私的利益によるものであった。しかし上のシグナリング均衡では，**善良な政府高官は賄賂を受け取らなければならない！** 賄賂のシグナリング効果を通じて，消費者余剰を最大にする企業を見付ける事ができるからである。

次に極端な情報の不足により，政府高官は外国企業の限界費用の想定が全くできないという状況を考えてみよう。このとき将来の価格を全く予想できないために，政府高官は外国企業のオッファーする賄賂額のみをベースに判断し，単純に最大の賄賂額をオッファーする企業を選択すると仮定する。しかしこれは前節で考慮した私的利益優先度100％の（悪徳）政府高官のケースと同じである。前節で見たようにこの場合でも社会的評価関数の最大化は満たされる。(5)

注（5） このように自国に情報が不足している状況では，注(1)で述べた事態，外国企業による自国の完全搾取が実現する可能性が高い。しかしこの場合でも(1)は等式で成立するから，社会的評価関数の最大化も，少なくとも他にその値をさらに大きくする企業はないという消極的な意味で成立する。

第四節　外国政府の戦略

これまで自国，すなわち買い手国の立場に立って議論を進めてきた。今度は外国，すなわち外国企業のホーム・ベースである国の立場に視点を転換し，どのような戦略的行動の可能性があるか考えてみよう。

もっとも外国といっても1カ国であるとは限らないから，自国の政府高官によって選択された企業のホーム・カントリー（ロッキード事件でいえばアメリカ）にまず議論を集中する。外国の政府は厚生を増大させるような適当な政策がとれるであろうか？（単純化のためにここでは生産者余剰が外国にとっての厚生であると仮定する。）外国企業は自国市場で利潤最大化戦略をとれるから，貿易政策は適当な政策ではない。問題は将来外国企業が実現する利潤の一部が，賄賂の支払いによって自国に流出する事である。したがって利潤の流出をくい止める政策の余地がある。(6)

理論モデルの教えるところでは，利潤の流出をくい止める為の一つの手段は，ロッキード事件後に SEC その他の機関が行ったように，アメリカ企業の賄賂行為を困難にする措置をとることである。もし第3国の競争相手がいなければ，こうした措置はアメリカ企業自身の利益につながる。第二節の理論モデルによれば，最大の賄賂の支払い能力を持つ企業は，最小の限界費用を持つ企業であり，政府高官が少しでも消費者余剰を考慮する限り，賄賂競争があってもなくても独占的営業権を獲得できるからである。賄賂競争は単にアメリカ企業からの利潤の流出につながる。

しかし第3国に競争相手がおり，その競争相手はアメリカ企業が賄賂の支払いを自粛している間も賄賂競争を続けるならば，アメリカ企業が独占的営業権を奪われる可能性が生じる。（これが現実にアメリカ多国籍企業の大きな心配であった事は第一節で述べた。(7)）

さてここで第一節で述べたパズルを取り上げてみよう。ロッキード事件の我が国における証人喚問で，日本企業の多くの証人は沈黙を守った。一方アメリカにおける公聴会では，ロッキード社の証人は実に多くの事実を語った。一体何がこの「沈黙」と「雄弁」のコントラストを生んだのだろうか。

この点は当時我が国でも注目され数多くの「説明」がなされたが，いずれも説得的であったとは

注（6） これまでの議論から明らかなように，外国から自国への賄賂の受け渡しは，戦略的貿易政策の理論でしばしば論じられた，Profit Shifting の現象である。（たとえば，Helpman, Krugman (1989) 参照）ロッキード事件における賄賂あるいはコンサルティング料の性質はこのようなものであると，当時のアメリカの関係当局ははっきり認識していたかもしれない。何故ならば，多国籍企業小委員会とともに事件を調査したのは証券取引委員会（SEC）であり，SEC の任務は言うまでもなく株主の保護であるからだ。また SEC に促されて，ニューヨーク証券取引所も反賄賂キャンペーンを行い，株主の知らぬ間に企業が賄賂行為を行うのが困難になるように様々な措置をとっている。

（7） 前出 *The Economist* の記事は，アメリカ政府がこの問題に3つの対策を考えていると語っている。①ニューヨーク証券取引所に上場している100以上の外国企業に，賄賂の支払いの情報公開を求める。②賄賂行為が発覚した外国企業をアメリカ政府の調達からボイコットする。③そのような外国企業に貿易制裁をする。

言い難い。(8)

「日本の証人は沈黙したのに，アメリカの証人は何故雄弁であったのか？」このパズルの最も素直な解き方は，背後にセルフ・インタレストを想定する事である。**つまり沈黙は日本の証人にとっては最もセルフ・インタレストにかない，また雄弁はアメリカの証人にとっては最もセルフ・インタレストにかなったのである。**

後に多くが刑事罰に問われた事から分かるように，日本の証人にとっては「沈黙は金」であっただろう。ではアメリカ側証人にとっては何故「雄弁は金」であったのだろうか？これまでの議論からすれば，**それは賄賂の事実を明らかにする事で賄賂競争をストップできる為**と言う事になる。

利潤流出をくい止めるのがいかに望ましくても，アメリカ政府が自国企業の外国での賄賂行為を取り締まるのには大きな費用が必要となる。アメリカ企業同志が賄賂を自粛しても，通常のカルテルの場合と同様，Cheating（カルテル破り）の恐れが常に存在する。また最も重要な事だが，アメリカ企業の賄賂を制限すれば，賄賂行為に対して寛大なヨーロッパの企業に商売を奪われる危険がある。結局アメリカ政府にとってもアメリカ多国籍企業にとっても最も望ましい戦略は，取引相手国に賄賂行為を取り締まるコストを押し付ける事である。日本やオランダの経験が示すように，ロッキード社による事実の暴露はすさまじい世論の沸騰を生む。これらの国は，アメリカ政府が望みようもないほど徹底して賄賂行為を取り締まるだろう。賄賂を支払うルートが閉じられれば，利潤流出もなくなる。

第五節　理論の限界

第二節，第三節で検討した理論の示すところでは，独占的営業権をどの企業に与えるかの選択の際に，賄賂が介在しても必ずしも選択は歪められない。この理論は①ロビイングが競争的になされる，②企業は通常の利潤最大化行動をしている，を前提としていた。しかしこれは理論モデルの常であるが，前提を大きく変更するなら，一つのモデルと対立する結論を生み出す別のモデルを作り出すのは容易なのである。そして必ずしもこれら2つのモデルのうち，どちらか一つが間違っているとは限らない。どちらのモデルも複雑な現実の一面を正しく照らし出しているかもしれないのである。そこで最後にロッキード事件をより総合的な視野で見る為に，上の2つの前提を外して問題

注（8）　たとえば一説によれば，「ロッキード社の重役は刑事罰に問われる必要がない為に，その心配のある日本側証人と比べて心の余裕があった。」（守誠「商社マンは悪の代理人か」『中央公論』，昭和51年5月特大号）しかしこれはロッキード社の証人が，何故多くの事実を積極的に証言したかを説明しない。ロッキード社の重役は全員目立ちたがり屋であったのだろうか？　また日本においては，アメリカのように民主主義や個人主義が発達していないという事を，「説明」とするものもあった。（たとえば岡野加穂留「暴露社会と隠蔽社会」『中央公論』，昭和51年5月特大号）これに類したものに，当時最もポピュラーであった「説明」がある。すなわちアメリカ人は日本人よりも信仰心が篤く，証言にあたっての宣誓に重みを感じるというものだ。しかしこうした主張は，「日本の証券会社は顧客を騙そうとするが，ウォール・ストリートの証券会社は顧客を騙そうとしない。」と主張するのと同じくらい，あまりにもナイーブなのではないか。

を再検討してみよう。

図に見るように，ロッキード事件が起こった頃にロッキード社は多額の負債を抱えていた。これは無視できない問題である。何故なら企業の多額の負債は企業が過度に危険（Risky）な行動に出るというモラル・ハザードの発生原因となるからだ。（たとえば Milgrom, Roberts(1992) 6章参照）こうした状況ではリスキーな行動が成功した時の報酬は株主が大部分獲得するが，失敗した時のコストは債権者に押し付ける事ができるのである。（アメリカのS＆Lの大量倒産は，こうしたモラル・ハザードの結果であったと言われている。）

次のような簡単な数値例を考えてみよう。いまAとBという企業があってどちらも賄賂を使って，新しいビジネスを獲得するチャンスを持つ。賄賂を使わない場合，AもBも通常の純収入が100ある。（100億ドルと考えてもよい。）しかしBが全く債務を持たないのに対し，Aは120の債務を持っている。さて賄賂を使ったビジネスはリスキーなものと仮定しよう。何故なら賄賂が発覚した場合，企業の名声が傷つけられ収入が落ちるからである。ここでAもBも賄賂が発覚しなかった場合，50の純収入を新たに得るものとする。発覚した場合には純収入が60減少するものとしよう。発覚するチャンスは50%と仮定すると，このリスキーなビジネスの期待収益はマイナスであるから，債務を持たない企業Bは賄賂行為をしない。

しかし債務を持つ企業Aは，リスキーなビジネスをしなければ倒産する運命にいる。賄賂行為をした場合それが発覚しなければ，企業Aは倒産を免れるばかりか30＝100＋50－120の利益を株主に分配する事ができる。また発覚した場

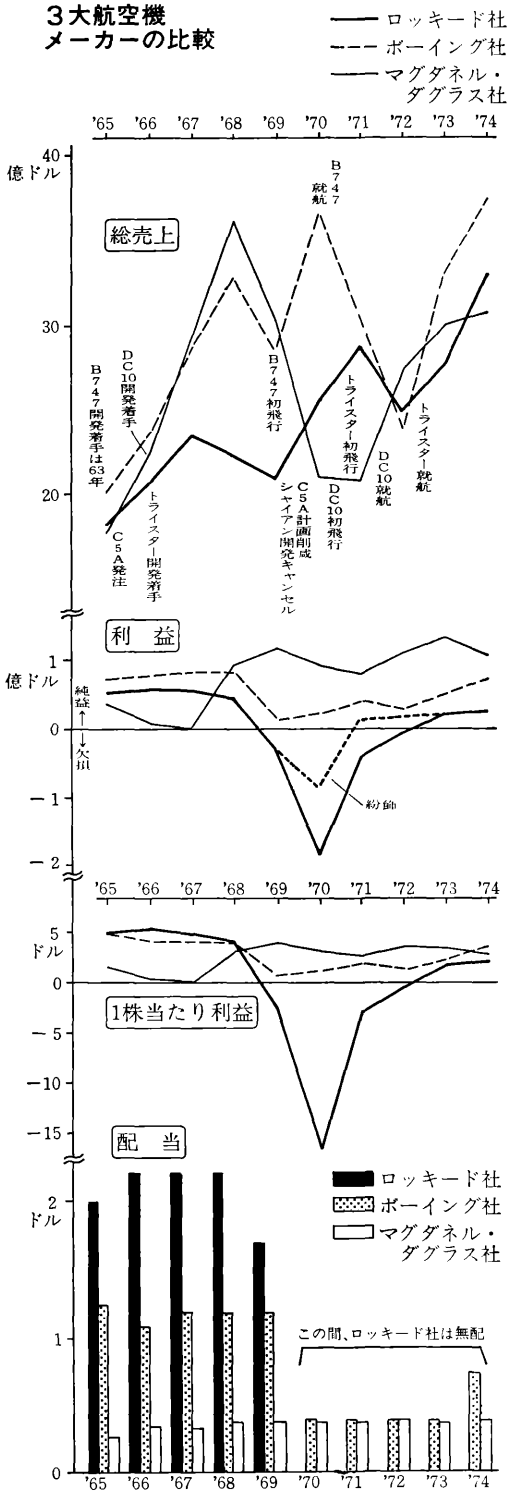

出所：柳田邦男「黒い怪鳥・ロッキードの失速」
『文芸春秋』昭和51年4月特別号

合のコストは全部債権者に押し付けられる。(債権者のペイオフは $20=60\times50\%-20\times50\%$ だけ減少する。)

この数値例から分かるように，債務状況が悪い企業は賄賂行為をし，債務状況が良い企業は賄賂行為をしないという均衡が考えられる。この時，政府高官が私的利益に基づいた選択をするならば，その選択が歪んだものとなる可能性があるのは言うまでもない。しかしここで注意しなければいけないのは上の議論が，**企業の賄賂行為に対して社会が制裁をする**，という仮定に立脚している点である。すなわち賄賂の発覚に対し，社会の制裁によって純収入が落ちる事が，賄賂を経済的に危険な行為にする。だが第二節，第三節の分析が示すように，賄賂行為自体はその企業の製品が劣悪である事のシグナルでも，割高である事のシグナルでもない。もし賄賂行為が発覚しても，社会がその企業に対して中立的な立場をとるならば，賄賂行為のペイオフは大きく改善する。その結果，債務を持たないBのような優良企業も賄賂行為に出るであろう。そして第二節，第三節で述べたメカニズムにしたがって，競争的ロビイングが行われ効率的な選択がなされる。

以上の事から独占的営業獲得のためのロビイング競争について，次のように結論できよう。

社会が賄賂行為をいかがわしいものと考えるが故に，賄賂行為は現実にいかがわしいものとなる。

結　　語

「賄賂行為が経済的に歪んだ選択を生ずるかどうかは，その社会が賄賂行為に対してどれだけ不寛容であるかに依存する。」というのがとりあえずの結論である。ロッキード事件の頃の我が国でも賄賂行為に類するもの，たとえば企業の接待は日本のビジネス慣行の中に深く入り込んでおり，しかもさほど社会的に問題にされていないといった意見が出されている。「接待」にシグナリング機能を認める事も不可能ではあるまい。たとえば大学の四年生は就職活動中の企業の接待によって，「企業の自分に対する評価」を測っているようである。(この就職活動は，①長期契約に入る前の選択である。②将来，企業は有能な社員からレントを搾取できる，といった点で，本論文の第二節のモデルに通じるところがある。)

しかし現状において，日本の企業の過剰な「接待」が，土地の値段の高騰や労働の長時間化などの問題を生んでいる事は否めない。これはレント・シーキングの理論が強調する，レントを目的としたロビイング活動が生む資源コストといえるだろう。

もし接待が経済的意義を持つとしても，それを現金の支払いで代替できないかという疑問がうかぶ。もし顧客に銀座のバーで10万円の接待をするのが社会的に認められるならば，10万円の現金を渡すのは何故認められないのか？　もし顧客に対するサービスが現金で行われれば，土地の値上がりや長時間労働などの問題に改善が見られるのではないか？　しかしこうした問題は今後の検討課題である。

文　献

Helpman, H. and P. Krugman (1989), *Trade Policy and Market Structure,* MIT Press.

Milgrom, P. and J. Roberts (1982), "Limit Pricing and Entry under Incomplete Information: An Equilibrium Analysis", *Econometrica* 50 : 443-460.

Milgrom, P. and J. Roberts (1992), *Economics, Organization & Management,* Prentice Hall.

Tirole, J. (1988), *The Theory of Industrial Organization,* MIT Press.

(経済学部助教授)